

様式第2号（第5条関係）

令和4年8月12日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員 藤 本 光 行



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日 令和4年7月15日（金）
- 2 目 的 オンラインによる研修会 受講
- 3 研修内容 「議員が守るべき政治倫理とは」
 廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり



7月15日(金)
in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

議員・職員のための

政治倫理と効果的な 予算・決算の審議手法

◆10:00～13:00

議員が守るべき 政治倫理とは

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

◆14:00～17:00

効果的な予算・決算の 審議手法を考える

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法



講師：廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	フジモト ミツユキ
お名前	藤本 光 行
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069-1512) 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
TEL	(0123) 73-7517
FAX	(0123) 72-1233
E-mail	@



7月15日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

議員が守るべき政治倫理とは



7月15日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

効果的な予算・決算の
審議手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒をお願いいたします。

☒ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ず E-mail をご記入ください。

★キャンセルは 7 日前までにメールまたは FAX にてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたは FAX にてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき 1 つの講座の申し込みが必要です。1 つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000 円 (税込)

2 講座受講 25,000 円 (税込)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR 山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

日 時	令和 4 年 7 月 15 日 10:00 ~ 18:00
視 察 先	オンライン研修 於. 栗山町議会委員会室
調査事項	議員が守るべき政治倫理とは.
対 応 者	(株)地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏
1. 視察目的	1. 目的. 政治倫理について考える
2. 視察内容	
① 背景	2. ① 背景 本町議会では. すでに議員の
② 特徴	政治倫理条例を制定しているが.
3. 主な質疑	昨今 強く求められているハラスメント
4. 考 察	行為や. SNS を介した誹謗
(感想、政策提言、課題など)	中傷 に対する 制限 について 新たな内容を 組み込む べきか検討材料にしたい。
	4. 考察 今回の講義では 議員が守るべき政治倫理 全般について語られた。
	基本的な政治倫理について実例をあげながら 留意点の 整理がなされ改めて勉強にやった。
	注目していた. ハラスメントや SNS を含めたネット利用については. 今や政治家の倫理性を語る上で. 必須の事項だ”とお話してあったので”と. については 現在の 栗山町議会議員 倫理条例に書き込む べきと 認識した。